

東京学芸大学各種委員会等における委員選出の整備に関する規程を次のように制定する。

平成12年3月2日

東京学芸大学長

岡本靖正

平成12年規程第9号

東京学芸大学各種委員会等における委員選出の整備に関する規程

(東京学芸大学常置委員会規程の一部改正)

第1条 東京学芸大学常置委員会規程(平成5年規程第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(昭和39年規程第1号)」を「(平成11年規程第17号)」に改める。

第3条第1号中「各部門ごとに選出代議員」を「部教官会ごとに部教官会選出代議員」に改め、同条第2号中「各部門ごとに当該部所属」を「部教官会ごとに当該部教官会所属」に改め、同条第3号を削る。

(東京学芸大学部局長会規程の一部改正)

第2条 東京学芸大学部局長会規程(昭和51年規程第12号)の一部を次のように改正する。

第3条中「もつて」を「もって」に改め、同条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

(東京学芸大学教育学部附属学校運営委員会規程の一部改正)

第3条 東京学芸大学教育学部附属学校運営委員会(平成8年規程第23号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「各部門ごとに当該部所属」を「部教官会ごとに当該部教官会所属の」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第5条第1項中「及び第4号」を削る。

(東京学芸大学交通安全委員会規程の一部改正)

第4条 東京学芸大学交通安全委員会規程(昭和62年規程第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「各部」を「部教官会」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条中「から第3号及び第7号」を「、第2号及び第6号」に改める。

第6条第1項中「から第3号まで」を「及び第2号」に改める。

(東京学芸大学長選考規程の一部改正)

第5条 東京学芸大学長選考規程(昭和27年規程第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「各部(附属特殊教育研究施設、附属環境教育実践施設、附属

教育実践総合センター，留学生センター，海外子女教育センター，保健管理センター及び情報処理センターは第二部に含む。）」を「部教官会」に，「各部」を「部教官会」に改める。

（東京学芸大学国際交流委員会規程の一部改正）

第6条 東京学芸大学国際交流委員会規程（平成5年規程第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「各部」を「部教官会」に改め，同条中第4号を削り，第5号を第4号とし，第6号を第5号とし，第7号を第6号とする。

第5条中「から第5号まで及び第7号」を「，第4号及び第6号」に改める。

第8条中「各部」を「部教官会」に改める。

（東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程の一部改正）

第7条 東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程（平成10年規程第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「各部担当」を「部教官会担当」に改め，同項第3号中「各部」を「部教官会」に改め，同項中第4号を削り，第5号を第4号とし，第6号を第5号とし，第7号を第6号とする。

（東京学芸大学組換えDNA実験安全管理規程の一部改正）

第8条 東京学芸大学組換えDNA実験安全管理規程（平成4年規程第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第3号中「第三部」を「第三部教官会」に改め，同項第4号中「第一部，第二部及び第四部」を「第一部教官会，第二部教官会及び第四部教官会」に改め，同項中第5号を削り，第6号を第5号とし，第7号を第6号とし，第8号を第7号とし，第2項中「第5号まで及び第8号」を「第4号まで及び第7号」に，「第7号」を「第6号」に改め，第3項中「第5号まで及び第8号」を「第4号まで及び第7号」に改め，第4項中「第5号まで及び第8号」を「第4号まで及び第7号」に改め，第6項中「第5号まで及び第8号」を「第4号まで及び第7号」に改める。

（東京学芸大学動物実験委員会規程の一部改正）

第9条 東京学芸大学動物実験委員会規程（平成5年規程第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「各部」を「部教官会」に改め，同条中第3号を削り，第4号を第3号とし，第5号を第4号とする。

（東京学芸大学情報処理センター規程の一部改正）

第10条 東京学芸大学情報処理センター規程（平成元年規程第6号）の一部を次のように改正する。

第15条第3号中「各部」を「部教官会」に改め，同条中第4号を削り，第5号を第4号とし，第6号を第5号とし，第7号を第6号とする。

第16条中「，第4号及び第7号」を「及び第6号」に改める。

（東京学芸大学有害廃棄物処理施設規程の一部改正）

第11条 東京学芸大学有害廃棄物処理施設規程（昭和58年規程第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第5号」を「第4号」に改める。

第6条第2号中「各部」を「部教官会」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第7条中「第5号」を「第4号」に改める。

(東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設規程の一部改正)

第12条 東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設規程(昭和59年規程第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「各部」を「部教官会」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第7条中「第1項第3号から第5号」を「第3号及び第4号」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成12年3月2日から施行し、施行後最初に実施される委員の改選より適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、東京学芸大学常置委員会規程第1条の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

東京学芸大学常置委員会規程 新旧対照表 (抄)

現 行	改 正
<p>(設置)            第1条 東京学芸大学教授会規程(昭和39年規程第1号)第3条第2項の規定に基づき、次の常置委員会(以下「委員会」という。)を置く。            (1) 制度・人事委員会            (2) 教育・研究委員会            (3) 予算・施設委員会</p> <p>[省略]</p> <p>(組織)            第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。            (1) 各部ごとに選出代議員が互選した者 各1名            (2) 各部ごとに当該部所属の教授会構成員(代議員を除く。)が互選した者 各1名            (3) 附属特殊教育研究施設、附属環境教育実践施設、附属教育実践総合センター、留学生センター、海外子女教育センター、保健管理センター及び情報処理センターに所属する教授会構成員が互選した者 1名</p> <p>[省略]</p>	<p>(設置)            第1条 東京学芸大学教授会規程(平成11年規程第17号)第3条第2項の規定に基づき、次の常置委員会(以下「委員会」という。)を置く。            (1) 制度・人事委員会            (2) 教育・研究委員会            (3) 予算・施設委員会</p> <p>[省略]</p> <p>(組織)            第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。            (1) 部教官会ごとに部教官会選出代議員が互選した者 各1名            (2) 部教官会ごとに当該部教官会所属の教授会構成員(代議員を除く。)が互選した者 各1名</p> <p>[省略]</p> <p>附 則            1 <u>この規程は、平成12年3月2日から施行し、施行後最初に実施される委員の改選より適用する。</u>            2 <u>前項の規定にかかわらず、東京学芸大学常置委員会規程第1条の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。</u></p>

東京学芸大学部局長会規程 新旧対照表（抄）

現 行	改 正
<p>〔省略〕</p> <p>第3条 本会は、次に掲げる者をもつて組織する。</p> <p>(1) 学長                      (2) 副学長                      (3) 学部主事                      (4) 附属図書館長                      (5) 附属学校部長  <u>(6) 附属特殊教育研究施設長</u>  <u>(7) 連合学校教育学研究科長</u>  <u>(8) 事務局長</u></p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>第3条 本会は、次に掲げる者をもつて組織する。</p> <p>(1) 学長                      (2) 副学長                      (3) 学部主事                      (4) 附属図書館長                      (5) 附属学校部長</p> <p><u>(6) 連合学校教育学研究科長</u>  <u>(7) 事務局長</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則（抄）</u></p> <p><u>1 この規程は、平成12年3月2日から施行し、施行後最初に実施される委員の改選より適用する。</u></p> <p><u>2 〔省略〕</u></p>

東京学芸大学教育学部附属学校運営委員会規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 附属学校部長</p> <p>(2) 附属学校長(幼稚園にあっては園長)</p> <p>(3) <u>各部ごとに当該部所属教授会構成員から推薦された者 各1名</u></p> <p>(4) <u>附属特殊教育研究施設, 附属環境教育実践施設, 附属教育実践総合センター, 留学生センター, 海外子女教育センター, 保健管理センター及び情報処理センターに所属する教授会構成員から推薦された者 2名</u></p> <p>(5) 附属学校副校長(幼稚園にあっては副園長)</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 前条第3号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 附属学校部長</p> <p>(2) 附属学校長(幼稚園にあっては園長)</p> <p>(3) <u>部教官会ごとに当該部教官会所属の教授会構成員から推薦された者 各1名</u></p> <p>(4) 附属学校副校長(幼稚園にあっては副園長)</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 前条第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則(抄)</u></p> <p>1 <u>この規程は、平成12年3月2日から施行し、施行後最初に実施される委員の改選より適用する。</u></p> <p>2 <u>〔省略〕</u></p>

東京学芸大学交通安全委員会規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に定める委員をもつて組織する。</p> <p>(1) <u>各部から推薦された教官 各2名</u></p> <p>(2) <u>附属特殊教育研究施設, 附属環境教育実践施設, 附属教育実践総合センター, 留学生センター, 海外子女教育センター, 保健管理センター及び情報処理センターから推薦された教官 1名</u></p> <p>(3) <u>小金井地区の附属学校・園から推薦された教官 各1名</u></p> <p>(4) <u>学生委員会委員長</u></p> <p>(5) <u>副学長 1名</u></p> <p>(6) <u>事務局長</u></p> <p>(7) <u>学長から推薦された者 若干名</u></p> <p>(任期)</p> <p>第5条 <u>前条第1号から第3号及び第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠として選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(委員長等)</p> <p>第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、<u>第4条第1号から第3号までの委員の中から選出する。</u></p> <p>2 委員長は委員会を招集し、議長となる。</p> <p>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。</p> <p>[省略]</p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に定める委員をもつて組織する。</p> <p>(1) <u>部教官会から推薦された教官 各2名</u></p> <p>(2) <u>小金井地区の附属学校・園から推薦された教官 各1名</u></p> <p>(3) <u>学生委員会委員長</u></p> <p>(4) <u>副学長 1名</u></p> <p>(5) <u>事務局長</u></p> <p>(6) <u>学長から推薦された者 若干名</u></p> <p>(任期)</p> <p>第5条 前条第1号、<u>第2号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠として選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(委員長等)</p> <p>第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、<u>第4条第1号及び第2号の委員の中から選出する。</u></p> <p>2 委員長は委員会を招集し、議長となる。</p> <p>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則(抄)</u></p> <p>1 <u>この規程は、平成12年3月2日から施行し、施行後最初に実施される委員の改選より適用する。</u></p> <p>2 [省略]</p>

東京学芸大学長選考規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正
<p>〔省略〕</p> <p>第4条 選挙管理委員会は、次の各号に掲げる12人の委員をもつて組織する。</p> <p>(1) 教授会構成員が互選した者 8人</p> <p>(2) 代議員が互選した者 4人</p> <p>2 前項第1号の教授会構成員の互選は、<u>各部(附属特殊教育研究施設, 附属環境教育実践施設, 附属教育実践総合センター, 留学生センター, 海外子女教育センター, 保健管理センター及び情報処理センターは第二部に含む。)</u>ごとに、2人連記無記名投票によりこれを行う。この場合において、<u>各部</u>より選出する委員の数は、それぞれ2人とする。前項第2号の代議員の互選は、単記無記名投票によりこれを行う。</p> <p>3 選挙管理委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。</p> <p>4 委員長は、選挙管理委員会の会務を総理する。</p> <p>5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理し、委員長が欠員のときは、その職務を行う。</p> <p>6 選挙管理委員会の委員が、学長候補者推薦委員会(以下「推薦委員会」という。)の委員若しくは学長適任者に推薦されたとき、又は選挙資格を失つたときは、その職を失う。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>第4条 選挙管理委員会は、次の各号に掲げる12人の委員をもつて組織する。</p> <p>(1) 教授会構成員が互選した者 8人</p> <p>(2) 代議員が互選した者 4人</p> <p>2 前項第1号の教授会構成員の互選は、<u>部教官会ごとに</u>、2人連記無記名投票によりこれを行う。この場合において、<u>部教官会</u>より選出する委員の数は、それぞれ2人とする。前項第2号の代議員の互選は、単記無記名投票によりこれを行う。</p> <p>3 選挙管理委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。</p> <p>4 委員長は、選挙管理委員会の会務を総理する。</p> <p>5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理し、委員長が欠員のときは、その職務を行う。</p> <p>6 選挙管理委員会の委員が、学長候補者推薦委員会(以下「推薦委員会」という。)の委員若しくは学長適任者に推薦されたとき、又は選挙資格を失つたときは、その職を失う。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則(抄)</u></p> <p>1 <u>この規程は、平成12年3月2日から施行し、施行後最初に実施される委員の改選より適用する。</u></p> <p>2 <u>〔省略〕</u></p>



東京学芸大学国際交流委員会規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 副学長</p> <p>(2) 附属図書館長</p> <p>(3) 各部から推薦された教官 各3名</p> <p>(4) <u>附属特殊教育研究施設, 附属環境教育実践施設, 附属教育実践総合センター, 海外子女教育センター, 保健管理センター及び情報処理センターから推薦された教官 1名</u></p> <p>(5) 留学生センターから推薦された教官 1名</p> <p>(6) 事務局長</p> <p>(7) その他学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 <u>前条第3号から第5号まで及び第7号の委員の任期は2年とし, 再任を妨げない。ただし, 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は, 前任者の残任期間とする。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p>(部会の組織)</p> <p>第8条 委員は、委員会の議により、前条の部会のいずれかに所属するものとする。この場合において、委員長及び副委員長は学術交流部会又は留学生部会のいずれかにそれぞれ所属するものとし、第4条第3号の各部から推薦された委員各3名のうち1名については学術交流部会に、2名については留学生部会にそれぞれ所属するものとする。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 副学長</p> <p>(2) 附属図書館長</p> <p>(3) <u>部教官会</u>から推薦された教官 各3名</p> <p>(4) 留学生センターから推薦された教官 1名</p> <p>(5) 事務局長</p> <p>(6) その他学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 <u>前条第3号, 第4号及び第6号の委員の任期は2年とし, 再任を妨げない。ただし, 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は, 前任者の残任期間とする。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p>(部会の組織)</p> <p>第8条 委員は、委員会の議により、前条の部会のいずれかに所属するものとする。この場合において、委員長及び副委員長は学術交流部会又は留学生部会のいずれかにそれぞれ所属するものとし、第4条第3号の部教官会から推薦された委員各3名のうち1名については学術交流部会に、2名については留学生部会にそれぞれ所属するものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則(抄)</u></p> <p>1 <u>この規程は, 平成12年3月2日から施行し, 施行後最初に実施される委員の改選より適用する。</u></p> <p>2 <u>〔省略〕</u></p>

東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 副学長 1名</p> <p>(2) <u>各部担当</u>の学部主事が互選した者 1名</p> <p>(3) <u>各部</u>から推薦された教官 各2名</p> <p>(4) <u>附属特殊教育研究施設、附属環境教育実践施設、附属教育実践総合センター、留学生センター、海外子女教育センター及び情報処理センターから推薦された教官</u> 1名</p> <p>(5) 保健管理センター教官 1名</p> <p>(6) 事務系職員 2名</p> <p>(7) その他委員長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 副学長 1名</p> <p>(2) <u>部教官会担当</u>の学部主事が互選した者 1名</p> <p>(3) <u>部教官会</u>から推薦された教官 各2名</p> <p>(4) 保健管理センター教官 1名</p> <p>(5) 事務系職員 2名</p> <p>(6) その他委員長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則(抄)</u></p> <p>1 <u>この規程は、平成12年3月2日から施行し、施行後最初に実施される委員の改選より適用する。</u></p> <p>2 <u>〔省略〕</u></p>

東京学芸大学組換えDNA実験安全管理規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正
<p>[省略]</p> <p>第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 安全主任者</p> <p>(2) 実験に関係する教官 2名</p> <p>(3) <u>第三部に所属する教官(前号の教官を除く。)</u> 2名</p> <p>(4) <u>第一部、第二部及び第四部に所属する教官</u> 各1名</p> <p>(5) <u>附属特殊教育研究施設、附属環境教育実践施設、附属教育実践総合センター、留学生センター、海外子女教育センター、保健管理センター及び情報処理センターに所属する教官</u> 1名</p> <p>(6) 保健管理センター所長</p> <p>(7) 職員の健康・安全管理等に責任を有する事務職員 1名</p> <p>(8) その他学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 前項第2号から<u>第5号まで及び第8号</u>の委員は学長が委嘱し、<u>第7号</u>の委員は事務局長が指名する。</p> <p>3 第1項第2号から<u>第5号まで及び第8号</u>の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員会に委員長を置き、第1項第2号から<u>第5号まで及び第8号</u>の委員のうちから委員会において選出する。</p> <p>5 委員長は、委員会を招集し、議長となる。</p> <p>6 委員長に事故あるときは、第1項第2号から<u>第5号まで及び第8号</u>の委員のうちから、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。</p> <p>[省略]</p>	<p>[省略]</p> <p>第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 安全主任者</p> <p>(2) 実験に関係する教官 2名</p> <p>(3) <u>第三部教官会に所属する教官(前号の教官を除く。)</u> 2名</p> <p>(4) <u>第一部教官会、第二部教官会及び第四部教官会に所属する教官</u> 各1名</p> <p>(5) 保健管理センター所長</p> <p>(6) 職員の健康・安全管理等に責任を有する事務職員 1名</p> <p>(7) その他学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 前項第2号から<u>第4号まで及び第7号</u>の委員は学長が委嘱し、<u>第6号</u>の委員は事務局長が指名する。</p> <p>3 第1項第2号から<u>第4号まで及び第7号</u>の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員会に委員長を置き、第1項第2号から<u>第4号まで及び第7号</u>の委員のうちから委員会において選出する。</p> <p>5 委員長は、委員会を招集し、議長となる。</p> <p>6 委員長に事故あるときは、第1項第2号から<u>第4号まで及び第7号</u>の委員のうちから、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則(抄)</u></p> <p>1 <u>この規程は、平成12年3月2日から施行し、施行後最初に実施される委員の改選より適用する。</u></p> <p>2 [省略]</p>

東京学芸大学動物実験委員会規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 動物実験に係る教官 若干名</p> <p>(2) 各部に所属する教官 各1名</p> <p><u>(3) 附属特殊教育研究施設，附属環境教育実践施設，附属教育実践総合センター，留学生センター，海外子女教育センター及び情報処理センターに所属する教官 1名</u></p> <p>(4) 保健管理センターに所属する教官 1名</p> <p>(5) その他学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 委員は，学長が委嘱する。</p> <p>3 委員の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 動物実験に係る教官 若干名</p> <p>(2) <u>部教官会</u>に所属する教官 各1名</p> <p>(3) 保健管理センターに所属する教官 1名</p> <p>(4) その他学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 委員は，学長が委嘱する。</p> <p>3 委員の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則(抄)</u></p> <p>1 <u>この規程は，平成12年3月2日から施行し，施行後最初に実施される委員の改選より適用する。</u></p> <p>2 <u>〔省略〕</u></p>

東京学芸大学情報処理センター規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第15条 システム委員会は、次に掲げる者をもつて組織する。</p> <p>(1) センター長</p> <p>(2) センターに所属する専任教官</p> <p>(3) 各部から推薦された教官 各1名</p> <p>(4) <u>附属特殊教育研究施設，附属環境教育実践施設，附属教育実践総合センター</u> <u>留学生センター，海外子女教育センター及び保健管理センターから推薦された</u> <u>教官 1名</u></p> <p>(5) センターに所属する者 若干名</p> <p>(6) 附属図書館に所属する者 1名</p> <p>(7) 学長が委嘱する者 若干名</p> <p>(任期)</p> <p>第16条 前条第3号，<u>第4号及び第7号</u>の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第15条 システム委員会は、次に掲げる者をもつて組織する。</p> <p>(1) センター長</p> <p>(2) センターに所属する専任教官</p> <p>(3) <u>部教官会</u>から推薦された教官 各1名</p> <p>(4) センターに所属する者 若干名</p> <p>(5) 附属図書館に所属する者 1名</p> <p>(6) 学長が委嘱する者 若干名</p> <p>(任期)</p> <p>第16条 前条第3号<u>及び第6号</u>の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則(抄)</u></p> <p>1 <u>この規程は、平成12年3月2日から施行し、施行後最初に実施される委員の改選より適用する。</u></p> <p>2 <u>〔省略〕</u></p>

東京学芸大学有害廃棄物処理施設規程 新旧対照表（抄）

現 行	改 正
<p>〔省略〕</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 処理施設の運営の基本方針に関すること。</p> <p>(2) 処理施設の予算に関すること。</p> <p>(3) 処理施設における有害廃棄物の処理に関すること。</p> <p>(4) 有害廃棄物の取扱いに関し、各部局との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) その他処理施設の運営に関する必要なこと。</p> <p>2 次条第2号から第5号までの委員は、処理施設長の業務に協力する。</p> <p>（組織）</p> <p>第6条 委員会は、次に掲げる者をもつて組織する。</p> <p>(1) 処理施設長</p> <p>(2) 各部から推薦された教官 各1名</p> <p>(3) <u>附属特殊教育研究施設，附属環境教育実践施設，附属教育実践総合センター，留学生センター，海外子女教育センター，保健管理センター及び情報処理センターから推薦された教官 1名</u></p> <p>(4) 附属学校部長から推薦された附属学校教官 1名</p> <p>(5) 学長が委嘱する者 若干名</p> <p>（任期）</p> <p>第7条 前条第2号から第5号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 処理施設の運営の基本方針に関すること。</p> <p>(2) 処理施設の予算に関すること。</p> <p>(3) 処理施設における有害廃棄物の処理に関すること。</p> <p>(4) 有害廃棄物の取扱いに関し、各部局との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) その他処理施設の運営に関する必要なこと。</p> <p>2 次条第2号から第4号までの委員は、処理施設長の業務に協力する。</p> <p>（組織）</p> <p>第6条 委員会は、次に掲げる者をもつて組織する。</p> <p>(1) 処理施設長</p> <p>(2) <u>部教官会から推薦された教官 各1名</u></p> <p>(3) 附属学校部長から推薦された附属学校教官 1名</p> <p>(4) 学長が委嘱する者 若干名</p> <p>（任期）</p> <p>第7条 前条第2号から第4号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則（抄）</u></p> <p>1 <u>この規程は、平成12年3月2日から施行し、施行後最初に実施される委員の改選より適用する。</u></p> <p>2 <u>〔省略〕</u></p>

東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第6条 委員会は、次の各号に掲げる者をもつて組織する。</p> <p>(1) R I 実験施設長</p> <p>(2) 放射線取扱主任者及び放射線取扱副主任者</p> <p>(3) 各部から推薦された教官 各1名</p> <p>(4) <u>附属特殊教育研究施設，附属環境教育実践施設，附属教育実践総合センター，留学生センター，海外子女教育センター，保健管理センター及び情報処理センターから推薦された教官 1名</u></p> <p>(5) 学長が委嘱する者 若干名</p> <p>(任期)</p> <p>第7条 前条第1項第3号から第5号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>[省略]</p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第6条 委員会は、次の各号に掲げる者をもつて組織する。</p> <p>(1) R I 実験施設長</p> <p>(2) 放射線取扱主任者及び放射線取扱副主任者</p> <p>(3) <u>部教官会</u>から推薦された教官 各1名</p> <p>(4) 学長が委嘱する者 若干名</p> <p>(任期)</p> <p>第7条 前条第3号及び第4号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則(抄)</u></p> <p>1 <u>この規程は、平成12年3月2日から施行し、施行後最初に実施される委員の改選より適用する。</u></p> <p>2 <u>[省略]</u></p>